

第4章 基本理念等

1 基本理念

支えあい、ともに暮らせるまち

平成18(2006)年12月、国連総会において、障がいのある人に対する差別を撤廃し、**社会参加を促す障害者権利条約**が採択され、わが国は平成19年9月にこの条約に署名しました。その後、国は条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとするわが国の障害者制度の集中的な改革を進め、平成26年1月20日に条約を批准しました。

この間、障害者基本法、自立支援法等の改正や障害者差別解消法等の制定などが行われ、これらの法律には、障害者権利条約に示された、障がいのある人の地域社会における共生（インクルージョン）、インクルーシブ教育、差別の禁止や合理的配慮の考え方などが盛り込まれました。また、障がいについても、障がいのある人が日常生活や社会生活において受ける制限は、様々な社会環境との相互作用や社会との関係性のあり方によって生ずるものであるという「社会モデル」的認識を踏まえて広くとらえています。

学ぶ、働く、遊ぶなど、あらゆる分野に参加する機会、どこでだれと暮らすかという選択の自由などは、障がいのあるなしにかかわらず、だれにも平等に保障されなければなりません。そのためには、障がいのある人が地域で暮らすために必要な生活支援サービスや、自立して暮らすための生活の拠点や働く場が確保されなければなりません。また、社会全体に障がいと障がいのある人への理解、差別の禁止や合理的配慮の考え方が広まり、支えあい、ともに暮らせるまちとしていくことが必要です。

本計画では、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う、インクルーシブな共生社会の実現に向け、障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための施策の一層の推進を図り、「支えあい、ともに暮らせるまち」を目指します。

2 基本的な考え方

(1) 障害者権利条約の考え方の普及

わが国が平成26年1月に批准した障害者権利条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等（障がいに基づくあらゆる差別の禁止、障がい者が社会に参加し、包容されることの促進等）について定めており、障がい者に関する初の国際条約です。その考え方は、わが国の障がい者福祉に大きな影響を与えており、障害者基本法をはじめとした関係法令の改正、新たに制定された障害者差別解消法には、条約の考え方が盛り込まれています。

障害者権利条約には、「合理的配慮」「障がいに基づく差別」「意思疎通」「ユニバーサルデザイン」などが定義され、一般原則として「障がい者の尊厳、自律及び自立の尊重」「無差別」「社会への完全かつ効果的な参加及び包容」などが示され、締約国の一般的義務（約束）として、合理的配慮の実施を怠ることを含め、障がいに基づくいかなる差別もなしに、すべての障がい者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、促進すること等が盛り込まれています。

本計画においても、これらの考え方を踏まえて策定し、施策を推進していきます。また、関係者はもとより、市民全てを対象としてこの考え方の普及に努めます。

(2) 社会参加のしやすさの向上

障がいのある人の社会への参加を実質的なものとするため、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、社会参加のしやすさを向上します。

(3) 地域生活、自立した生活の実現

障がいのある人とその家族にとっては、依然として「親亡き後」が最大の不安であることに変わりはありません。「施設から地域へ」という流れの中であって、親が元気なうちに生活基盤を築いていくことや、親亡き後も障がいのある人が地域で安心して自立した暮らしの場（住まい）を築いていくことが求められています。障がいのある人が地域で暮らす場のひとつとして、家庭的な雰囲気の中かで必要な支援を受けながら暮らす

グループホームのニーズは今後さらに高まると予測されます。そのため、グループホームを運営する事業所等の参入・拡大の意向を把握しながら、積極的に整備促進のための支援を行っていきます。

また、経済的な自立、生きがいという観点から就労は非常に重要であり、福祉施設から一般就労への移行・定着はもちろん、学校卒業生への就労支援、福祉施設の工賃水準の向上、障がいのある人と企業双方への情報提供と理解促進など、事業所、関係機関と連携して総合的な就労支援施策を推進します。

さらに、障がいのある人の地域での暮らしを支えられるよう、「障がいの重度化や家族介護者の高齢化などに応じたショートステイなどのサービスの充実」、「身近で相談支援が受けられる体制」、「地域がやさしく見守る体制づくり」を推進します。

(4) 地域包括的支援体制の構築

重度障がいのある人への対応、医療的ケアを必要とする障がいのある人、精神障がいのある人が、その人が望んだ地域生活への移行を推進するためには、地域の多種多様な職種が協働し、切れ目のない支援を行うことが不可欠です。課題に対して具体的な対応策を協議する場を設け、包括的な支援体制の構築を目指します。

また、地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り、柔軟なサービスの確保等に取り組めます。

(5) 障がいのある児童の健やかな育成

障がいのある児童の健やかな育成を支援するため、障がいの疑いがある早い段階から身近な地域で支援ができるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。また、障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児支援を利用することにより、障がいのある児童が地域の保育、教育等の支援を受けられ、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

3 計画の体系

